

議員提出議案第3号

岩倉市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び岩倉市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年5月14日

岩倉市議会議長 梅村均 殿

提出者 岩倉市議会議員 須藤智子

賛成者 岩倉市議会議員 宮川隆

岩倉市議会議員 村中谷理子

岩倉市議会議員 谷平敬子

岩倉市議会議員 堀巖

岩倉市議会議員 水野忠三

岩倉市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号。以下「条例」という。）第2条に規定する議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の月額の特例)

第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、条例第2条の規定にかかわらず、令和2年5月1日から同年12月31日までの間は、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(期末手当の額の算定)

第3条 期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額については、前条の限りでない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。
(この条例の効力)
- 2 この条例は、令和2年12月31日限り、その効力を失う。